令和3年度 堺市介護予防・日常生活支援総合事業について

1 令和3年度制度改正について

令和2年10月22日に、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第176号。以下「改正省令」)が公布され、総合事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から、市町村により実施される総合事業のサービスを継続的に利用する居宅介護被保険者が追加された。

国において、ガイドラインにより、実施内容の詳細が示される予定であり、堺 市の総合事業のあり方の検討の中で、対象者の弾力化についての検討を行う。

また、総合事業のサービス価格について、国が定める額を上限とされていたところ、国が定める額を勘案して市町村が定めることとするとされ、令和3年度の介護報酬改定において、総合事業についても、国が示すめやすの額が改定された。この国のめやすの額を勘案し、堺市の総合事業のサービス費の単価についての見直しを行う。

また、令和3年度介護報酬改定において、「ケアマネジメントの質の公正中立性」として、地域包括支援センターが要支援者等に係るケアプランを居宅介護支援事業所に委託しやすい環境を整えるため、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価するための「委託連携加算(利用者1人につき、指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、300単位/月を算定)」が創設されている。国から算定の要件の詳細が示された後、現在の委託プランの実施状況を踏まえ、委託費の設定や実施内容を検討し、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所への周知を行う。その他、指定基準や様式の変更など、法改正に伴う要綱等の改正を行う。

2 総合事業のあり方について

これまで、本協議会において、堺市の総合事業のあり方について、今後、次の3点の方向で検討を行っていくことが検討された。

- ①利用者のニーズに合った基準緩和型サービスの拡充
- ②状態像に合ったサービスにつなげるための利用の流れの明確化
- ③効果的なリハビリテーションの介入と継続的な活動を担保するための通い の場につなげる仕組み
- ①、②については、これまでの本協議会での議論を踏まえ、令和3年度から、関係機関・関係団体との意見交換を行いながら、第8期計画期間中に、適

正な制度設計について見直しを進める。具体的には、利用者や地域のニーズに合ったサービスの創設や、「事業対象者」が利用できるサービスについて、ケアマネジャーが理解し、利用しやすくなるよう基本チェックリストの運用方法の再検討、また、利用者の状態にあったサービスを選択できるよう一定の基準の導入などを検討する。③については、リハビリテーションから通いの場へのつなぎをより円滑に進めていくため、令和3年度中に、身近な場所でのリハビリテーション事業の取組を試験的に実施することを検討している。